

(趣旨)

- 1 この基準は、猪名川町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

- 2 次の業種または業者の民間広告（以下「広告等」という。）は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
 - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続中のもの
 - (7) 町の入札参加停止の措置を受けているもの
 - (8) 猪名川町暴力団排除に関する条例施行規則第2条第2号に規定する暴力団等でないもの

(掲載基準)

- 3 掲載する広告等は、次のとおりとする。なお、町は広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正・削除等が必要な場合は、雑誌オーナーに依頼できるものとする。雑誌オーナーは正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- ア. 法令等で製造、販売等が禁止されている商品。許可等をうけていない商品、粗悪品その他掲載することが不相当と認められる商品、又はサービスを提供するもの
- イ. 他のものを誹謗、中傷又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ. 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの
- エ. 不当な差別等人権侵害又はそのおそれのあるもの
- オ. 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- カ. 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- キ. 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- ク. 広告する商品類とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
- ケ. 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - (ア) 性的感情を著しく刺激するもの

(イ) 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

(ウ) 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

(2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含む広告は掲載しない。

ア. 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく有益又は有利であると消費者に誤解される表示（不当表示）合理的な根拠を占める資料が無い場合は不当表示とみなす

イ. その他、消費者に誤解されるおそれのある表示

ウ. 射幸心をあおる表示

（広告掲載の様式について）

4 掲載する広告の形態については次の通り定めるものとする。掲載については広告事業者と図書館で調整してから掲載するものとする。

(1) 掲載方法は、最新号雑誌のビニールカバーの上に貼付

(2) 掲載場所（2カ所）

ア. 雑誌の表紙面：A4以上→7cm×13cm以内（タイトルにかからない場所）

A4以下→5cm×10cm以内（タイトルにかからない場所）

イ. 雑誌の裏表紙面：雑誌裏表紙のサイズ以内

ウ. 個人の場合は表紙掲載のみ、個人名は掲載せず「図書館利用者様」と掲載する。

（広告の掲載料）

5 雑誌カバーへの広告掲載料は、1誌につき月額1,000円とする。